

道民意見提出手続の意見募集要領

令和2年（2020年）12月16日

- 1 計画等の案の名称
第2期北海道自転車利活用推進計画（素案）
- 2 参考資料の名称
 - (1) 第2期北海道自転車利活用推進計画（素案）概要版
 - (2) 北海道自転車条例の概要
 - (3) 北海道自転車条例（平成30年北海道条例第42号）
 - (4) 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ（総合政策部地域創生局地域政策課ホームページ）への掲載
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/jitensyakeikaku.htm>)
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道総合政策部地域創生局地域政策課（道庁4F）
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）
 - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間
令和2年（2020年）12月16日（水）～令和3年（2021年）1月15日（金）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部地域創生局地域政策課 地域活力係
 - (2) ファクシミリ 011-232-1053
 - (3) 電子メール sogo.chiseil@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和3年2月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語をお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

【問い合わせ先】

北海道部総合政策部地域創生局地域政策課
地域活力係
電話011-204-5791